

監 査 報 告 書

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
理事長 多 田 宏 治 殿

平成28年5月10日

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

監 事 伊 藤 佳 江 印

監 事 鯨 井 康 夫 印

監 事 細 田 長 司 印

私ども監事は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第17会計年度における会計及び業務の監査を行った結果を、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 公益法人会計基準に規定する財務諸表は、会計帳簿の記載の金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。後発事象についても適正に注記されている。
- (2) 平成28年2月13日（土）開催された臨時総会は、今回新たに導入した採決システムの不具合により採決するに至らず、提案議案の全部を取り下げて終了したことはまことに遺憾なことであった。今後、採決の方法について再度慎重に検討し、また、必要な規則等の整備を行い、適正な会議運営を行うよう努められたい。
- (3) LSシステムの導入により会費収入の予測が立てやすくなり、適正な次年度予算案策定に資することとなった。会費の在り方については引き続き検討されたい。

また、会員の業務報告の負担が軽減され、業務報告書の提出が促進されていると認められるが、一方で、なお、業務報告を故意に怠っている会員がいるのも事実である。

業務報告制度は、当法人の存在根拠ともいえる根幹の制度であり、有効かつ適正妥当な運用が図られるべきであるところだが、依然として、この認識に欠ける会員が少なからずいる。このことは、不祥事発生の温床ともなりかねないところから、これが当法人の存在を揺るがしかねない事態であることをしっかりと認識し、業務報告制度の有用性を高めるとともに、この有用性のさらなる周知徹底を図りたい。これにより、今後の不祥事の防止につながり、ひいては、成年後見制度における当法人の信頼の確保と更なる役割が期待される。

なお、今年度発覚した一連の不祥事に対しては、適切に対応した事実が認められる。

- (4) 役員及び事務局の執務環境は、現状、必ずしも妥当なものとは言い難い。今後とも、職員の適正な労働環境の維持に向け改善されたい。

また、役員については、依然として、その自己犠牲的努力に負うところが多く、その改善が求められる。また、支部の役員・事務局体制についても、引き続き配慮されたい。

- (5) 各支部の経理業務は各支部における担当役員が所管しており、会計監査については、各支部が選任する支部監査に委ねられている。支部監査の適正性については、支部監査作成による支部監査チェックリストにより行っている。それによると概ね適正に行われていると判断することができるが、一部支部においては不適切な経理処理が行われていることがうかがわれる。そこで、担当役員による日々の経理処理の適正さをさらに徹底されたい。
- (6) マイナンバー制実施に対しては、担当者を置くなど適正に対応していると認められる。
- (7) 東日本大震災の被災対策については長期にわたる対応が求められる事柄であるが、引き続き支援をすすめるよう、要望する。
- (8) 事業報告書の内容は事実と認めうる。
- (9) 理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上